存知です

⇒8時間

但し、一定の業種(商業・興業・ 保健衛生・接客娯楽)ついては ⇒44時間/週の例外あり

の有無

有⇒労使協定(36協定)•届出 の必要有り・就業規則に定める

* 限度時間を定める

時的・特別の事情で限度時間 ↑(1年の半分を超えない)

を延長したい!

限度時間を超えて延長可! (但し、坑内労働他⇒2時間/1日)

36協定で定める時間外労働の限度等に関する基準 般労働者 1年単位の変形労働時間制 期間 15時間 1週間 14時間 27時間 25時間 2週間 43時間 40時間 4週間 42時間 1箇月 45時間 81時間 75時間 2か月

限度時間を超える期間が年の半分以下となるような、回数の決め方の例

120時間

360時間

⇒回数の決め方は、例えば、次のようにすることができます 「一定期間について延長時間は1か月45時間とする。 但し、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期が逼迫 したときは、労使の協議を経て、1箇月60時間迄これを延長することが 出来る。この場合、延長時間を更に延長する回数は6回までとする。」

*労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半 数を代表する者との書面による協定(36協定・時間外労働 及び休日労働に関する協定)

- * 臨時的と認められるもの
- 1. 予算.決算業務
- 2・ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- 3・納期の逼迫
- 4・大規模なクレームへの対応
- 5・機械のトラブルへの対応
- * 臨時的と認められないもの
- 1・(特に事由を限定せず)業務の都合上必要なとき
- 2・(特に事由を限定せず)業務上やむを得ないとき
- 3・(特に事由を限定せず)業務繁忙などき
- 4・使用者が必要と認めるとき
- 5・年間を通じて適用されることが明らかなとき

②法定以上の割増率を払っているか?

110時間

320時間

法定休日⇒35%以上 所定休日⇒25%以上

さら

時間外労働に対して⇒25%以 休日労働に対して

⇒35%以_

|深夜労働に対して

3か月

1年間

⇒25%以上

イ•月45時間を超えて時間外労働⇒ |労使で割増賃金率を定める(義務)

但し、限度基準の適用を受けない業種・職種

- 1)・工作物の建設等の事業
- 2)・自動車の運転の業務
- 3)・新技術・新商品等の開発の業務
- 4) 厚生労働省労働基準局長が定める業務

1か月に60時間を超える 時間外労働を行う場合⇒ 現状の25%から50%以上へ (中小事業は当分の間、適用が猶予)

* 割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象 休日労働(35%)深夜労働(25%)の割増賃金率は 変更なし

ロ・出来る限り短くするよう努める

ハ・イについては、25%を超えるよう 努めること・定めていない⇒指導の対 象!

割増賃金の支払いに代え⇒有給 休暇を与えることも可!(但し、労 働者の意思!)

* 50-25=25の25%部分のみ